

令和5年広審第2号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹及び同官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年4月7日03時00分

山口県柳井港東方の海岸

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 376トン

全 長 55.17メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備並びに船橋当直体制

Aは、平成5年7月に進水した、船尾船橋型鋼製砂利運搬船で、操舵室中央部に操舵スタンド、その左舷側にレーダー2台、その右舷側に機関遠隔操作盤、GPSプロッター及び船橋当直者の動きを12分間検知しなければ警報を発する第二種船橋航海当直警報装置（以下「当直警報装置」という。）をそれぞれ装備し、同スタンド後方には椅子が置かれていた。

a受審人は、船橋当直体制を、自身、一等航海士及び機関長による4時間交替の単独3直制とし、航行時間に合わせて時間帯を決めていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか3人が乗り組み、石灰砕砂1,230トン積載し、船首4.0メートル船尾5.0メートルの喫水をもって、令和4年4月6日19時00分福岡県苅田港を発し、大島瀬戸を經由する予定で、山口県岩国港に向かった。

ところで、a受審人は、2週間の休暇を終えて同日午前中に乗船したもので、十分に休養を取っており、睡眠不足や疲労が蓄積した状態ではなかった。

a受審人は、翌7日01時00分山口県祝島南方沖合で、一等航海士から船橋当直を引き継いで単独の同当直に就き、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室を閉め切って暖房が効いた状態で椅子に腰を掛けて操船に当たり、自動操舵によって東行した。

a受審人は、02時41分半少し前柳井港東防波堤灯台（以下「東防波堤灯台」という。）から165度（真方位、以下同じ。）2.66海里の地点で、針路を354度に定め、9.0ノットの速力

(対地速力、以下同じ。) で進行した。

定針したとき、a 受審人は、周囲に航行の支障となる他船を見かけなかったため、気が緩んで眠気を催し、暖房が効いた状態で椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、乗船前十分に休養を取っていたので、まさか居眠りに陥ることはないものと思いき、操舵室からウイングに出て外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、椅子に腰を掛けた姿勢で続航し、いつしか居眠りに陥り、当直警報装置の警報が発せられないまま柳井港東方の海岸に向首進行し、03時00分東防波堤灯台から057度800メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同海岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷、プロペラ翼に欠損等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、柳井港南方沖合において、岩国港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、柳井港東方の海岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、柳井港南方沖合において、単独の船橋当直に就き、岩国港に向けて自動操舵により航行中、周囲に航行の支障となる他船を見かけなかったことから、気が緩んで眠気を催した場合、暖房が効いた状態で椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠り運航とならないよう、操舵室からウイングに出て外気

に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、乗船前十分に休養を取っていたので、まさか居眠りに陥ることはないものと思ひ、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、柳井港東方の海岸に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和 5 年 5 月 2 5 日

広島地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也